

日行連発第167号  
令和元年5月16日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫  
許認可業務部  
部長 矢野 浩司

タクシーの事前確定運賃サービスにおける認可申請について（周知）

国土交通省より、タクシーの事前確定運賃に関する報道発表がありました。報道発表に記載があるとおり、事前確定運賃サービスの実施に当たっては認可申請が必要となっており、その取扱いについて国土交通省ホームページに情報が公開されておりますので、お知らせいたします。詳細は、国土交通省ホームページをご確認くださいようお願いいたします。

本件については、日行連ホームページの会員専用サイトにも掲載いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知等ご協力くださるようお願いいたします。

【国土交通省ホームページ】

- ・ 今秋からタクシーの事前確定運賃サービスが始まります  
～タクシー事前確定運賃の本格運用ルールを策定～

[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03\\_hh\\_000302.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000302.html)

- ・ 一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する許可申請の取扱いについて

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk3\\_000037.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000037.html)

以 上